

藤沢市公金管理運用規準

制	定	平成 17. 4. 1
改	正	平成 20. 4. 1
		平成 21. 1. 1
		平成 21. 10. 1
		平成 22. 4. 1
		平成 23. 2. 1
		平成 24. 9. 1
		平成 25. 4. 1
		平成 26. 4. 1
		平成 31. 1. 29
		令和 7. 1. 23

(趣旨)

第 1 条 この規準は、公金管理者等が自らの権限と責任に基づき安全性を最優先とした公金の管理及び運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

(平成 26. 4. 1 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この規準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公金 歳計現金（資金前渡した現金を含む。）、歳計外現金、基金、制度融資預託金及び一時借入金をいい、公営企業会計資金を含むものをいう。
- (2) 公金管理者等 会計管理者及び会計管理者の事務を補助する職員並びに公金の管理及び運用について市長等の事務を補助する職員をいう。
- (3) 指定金融機関等 藤沢市の指定した指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関をいう。
- (4) 普通預金 自由に借入れ、払戻し、振込等の取引をすることができる預金をいう。
- (5) 決済用預金 無利息特約付きの普通預金をいう。

(平成 20. 4. 1 ・ 平成 26. 4. 1 ・ 一部改正)

(公金管理者等の基本的遵守事項)

第 3 条 公金管理者等は、常に善良な管理者の注意をもって公金の管理及び運用を行わなければならない。

2 公金管理者等は、職務上の行為に対しては、私人としての行為であっても利益が相反する行為は、厳に行ってはならない。

(平成 20. 4. 1 ・平成 26. 4. 1 ・一部改正)

(公金の保護方策)

第 4 条 会計管理者は、公金の保護を図るため、次に掲げる方策を採る。

(1) 指定金融機関等が中間決算及び期末決算の際に公表する財務諸表等により当該金融機関等の経営状況を分析し、健全性、流動性及び収益性に係る分析指標の相対評価を行う。

(2) 公金（第 7 条第 1 項に規定する制度融資に係る預託金を除く。）は、指定金融機関等の普通預金又は決済用預金で保管するものとする。指定金融機関等が保管する収納金及び各出納員が保管している前渡金についても、同様とする。

2 会計管理者は、公金の運用先が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める方策を採るものとする。

(1) 運用期間中において、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項に定める要件を欠くに至った場合又は監督官庁から行政処分を受けた場合 当該運用先に対して経営改善等の聞き取りを行った上で、速やかに別に定める藤沢市公金管理運用会議（第 9 条において単に「運用会議」という。）を招集し、その対応方針を検討すること。

(2) 運用期間外において、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項に定める要件を欠くに至った場合又は監督官庁から行政処分を受けた場合 当該運用先に対する新規の運用を見合わせること。

3 会計管理者は、指定金融機関等が破綻した場合は、預金債権（基金に係るものを除く。）と借入債務との相殺を図るものとする。

(平成 20. 4. 1 ・平成 23. 2. 1 ・一部改正、平成 26. 4. 1 ・旧第 7 条繰上・一部改正)

(公金の運用)

第 5 条 公金の運用に当たっては、安全性を最優先し、併せて流動性及び収益性の順に考慮し、運用先を分散するよう努めなければならない。

2 公金は、次に定めるところにより運用を行うものとし、その範囲は、別表第 1 のとおりとする。ただし、いずれも元本の回収が確実なものに限るものとする。

(1) 歳計現金及び歳計外現金（公営企業会計資金を含む。）は、預金又は公共債による運用とする。

(2) 基金は、預金若しくは公共債による運用を図ること又は歳計現金への繰替運用を行う。

3 一般会計、特別会計及び公営企業会計間における各会計の収支の状況を把握し、それぞれの資金を融通することによって、藤沢市全体の借入金残高の縮

減を図る。

(平成 20. 4. 1 ・ 一部改正、平成 26. 4. 1 ・ 旧第 9 条繰上 ・ 一部改正)

(運用先の選定)

第 6 条 公金の運用先とする指定金融機関等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもののうちから選定するものとする。

(1) 公表された 9 月中間決算期及び 3 月期末決算期における経営状況に係る別表第 2 の左欄に掲げる項目がそれぞれ同表の右欄に定める基準に該当していること。

(2) 別表第 3 の左欄に掲げる格付機関がそれぞれ同表の中欄に定める種類について行う格付けがそれぞれ同表の右欄に定める格付けに該当すること。

(3) 運用開始日前 2 月の株価が、原則として旧商法における額面（商法等の一部を改正する法律（平成 1 3 年法律第 7 9 号）による改正前の商法第 1 6 8 条の 3 に規定する価額をいう。）の 2 倍を超えていること。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、藤沢市が行う制度融資（中小企業等のを支援するため、藤沢市が金融機関に利子を補給し、又は資金を貸し付ける制度をいう。次条において同じ。）、公金取扱業務及び借入金状況を勘案して公金の運用先とする金融機関を選定することができる。

3 公金の運用先とする証券会社は、日本証券協会に加盟している証券会社で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもののうちから選定するものとする。

(1) 前年度末における自己資本規制比率（金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 4 6 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率をいう。）が 2 0 0 パーセント以上であること。

(2) 別表第 3 の左欄に掲げる格付機関がそれぞれ同表の中欄に定める種類について行う格付けがそれぞれ同表の右欄に定める格付けに該当すること。

4 前 3 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する金融機関等及び証券会社は、公金の運用先から除外するものとする。

(1) 藤沢市が行う経営状況調査等に積極的に協力しない指定金融機関等

(2) 藤沢市への金融情報の提供等に積極的でない指定金融機関等及び証券会社

(平成 20. 4. 1 ・ 一部改正、平成 26. 4. 1 ・ 旧第 10 条繰上 ・ 一部改正)

(制度融資の預託金)

第 7 条 制度融資に係る預託金は、決済用預金に預け入れるものとする。

2 制度融資に係る預託金を主管する公金管理者等は、その預託先の金融機関に決済用預金がないときは、安全性を最優先して金融商品を選択した上、常にその預金の安全性を確認しなければならない。

(平成 26. 4. 1 ・旧第 11 条繰上 ・一部改正)

(研修の充実)

第 8 条 会計管理者は、公金管理者等の金融市場等に関する専門知識を深めるため、随時講習会等を行い、人材の育成を図るものとする。

(平成 20. 4. 1 ・一部改正、平成 26. 4. 1 ・旧第 12 条繰上 ・一部改正)

(規準の改正)

第 9 条 会計管理者は、この規準を改正しようとするときは、あらかじめ、運用会議の意見を聴かなければならない。ただし、組織の改廃に伴う委員の職名の改正等の軽易な事項の改正については、この限りでない。

(平成 26. 4. 1 ・追加)

(委任)

第 10 条 前各条に定めるもののほか、公金の適正な管理及び運営に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

(平成 26. 4. 1 ・旧第 13 条繰上 ・一部改正)

附 則

この規準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20. 4. 1 ・平成 26. 4. 1 ・一部改正)

附 則

この規準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規準は、令和 7 年 1 月 2 3 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）（平成 26. 4. 1・全改、平成 31. 1. 29・令和 7. 1. 23・一部改正）

区分	運 用 商 品	運 用 期 間
預 金	大口定期預金	1 年以内
	スーパー定期預金	
	譲渡性預金	
	通知預金	
	普通預金	
公 共 債	国債、地方債及び政府保証債に係る新発債、既発債及び現先取引。ただし、次の条件で運用するものとする。 (1) 原則として、満期日まで保有すること。 (2) 日本国政府、地方公共団体又は政府関係機関が発行した債券とすること。	1 0 年以内

別表第 2（第 6 条関係）（平成 26. 4. 1・全改）

項 目	基 準
自己資本比率	原則として、国際統一基準の適用される金融機関にあつては 8 % 以上、国内基準の適用される金融機関にあつては 4 % 以上であること。
不良債権比率	原則として 1 0 % 以下で、かつ、自己資本比率の範囲内であること。
総資産利益率、株主資本利益率、経費率、総資金利鞘、預貸率及び預証率	同一業態の金融機関の当該指数平均値に比べて著しく劣っていないこと及び各指標が当該金融機関の過去 3 年の決算値の比較において著しく悪化していないこと。

備考

- この表において「自己資本比率」とは、銀行法（昭和 5 6 年法律第 5 9 号）第 1 4 条の 2 各号に規定する基準に係る算式により得られた比率をいう。

- 2 この表において「国際統一基準」とは、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号。次項において「金融庁告示」という。）第2条に規定する国際統一基準をいう。
- 3 この表において「国内基準」とは、金融庁告示第25条に規定する国内基準をいう。
- 4 この表において「不良債権比率」とは、金融機関の貸出金の総額に対する不良債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）に基づく開示債権及び銀行法に基づく開示債権をいう。）の占める割合をいう。
- 5 この表において「総資産利益率」とは、業務純益を総資産平均残高で除して得た比率をいう。
- 6 この表において「株主資本利益率」とは、業務純益を総資本平均残高で除して得た比率をいう。
- 7 この表において「経費率」とは、経費を業務粗利益で除して得た比率をいう。
- 8 この表において「総資金利鞘」とは、総資金の運用利回りと調達利回りとの差をいう。
- 9 この表において「預貸率」とは、貸出金合計額を預金額で除して得た比率をいう。
- 10 この表において「預証率」とは、有価証券の総額を預金額で除して得た比率をいう。

別表第3（第6条関係）（平成26.4.1・全改、令和7.1.23・一部改正）

格付機関	種類	格付け
(株)格付投資情報センター (R & I)	発行体格付け	B B B－以上
(株)日本格付研究所 (J C R)	長期格付け	B B B－以上
S & P グローバル・レーティング・ジャパン（株） (S & P)	長期発行体格付け	B B B－以上
ムーディーズ・ジャパン (Moody's)	長期銀行預金格付け	B a a 3 以上
	長期発行体格付け	B a a 3 以上

フィッチ・レーティング ス・ジャパン（株） （Fitch Ratings Japan）	長期信用格付け	B B B－以上
	信金財務力格付け	★以上